

平成 27 年 3 月 18 日

第 2 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

3月18日（最終日）

- 日程第1 議案第4号 南知多町医師確保修学資金貸与条例の制定について
- 日程第2 議案第5号 南知多町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第3 議案第6号 南知多町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第7号 南知多町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第8号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第9号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第10号 南知多町教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第11号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第12号 南知多町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第13号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第14号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第15号 南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第16号 南知多町立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第17号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第18号 南知多町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第19号 南知多町使用料条例の一部を改正する条例について

- 日程第17 議案第20号 南知多町保育所保育の実施条例を廃止する条例について
- 日程第18 議案第21号 平成26年度南知多町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第19 議案第22号 平成26年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第23号 平成26年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第24号 平成26年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第25号 平成26年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第26号 平成27年度南知多町一般会計予算
- 日程第24 議案第27号 平成27年度南知多町国民健康保険特別会計予算
- 日程第25 議案第28号 平成27年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第26 議案第29号 平成27年度南知多町介護保険特別会計予算
- 日程第27 議案第30号 平成27年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第28 議案第31号 平成27年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算
- 日程第29 議案第32号 平成27年度南知多町水道事業会計予算
- 日程第30 請願第1号 国民健康保険への県補助金の復活と拡充を求める意見書の提出を求める請願
- 日程第31 請願第2号 全原発の再稼働の断念を求める意見書の提出を求める請願
- 日程第32 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（豊丘地区内における交通事故））
- 日程第33 発議第33号 南知多町議会委員会に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 閉会中の継続審査（調査）について

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（11名）

1番 石 黒 正 重

3番 高 原 典 之

4番 清 水 英 勝

5番 藤 井 満 久

6 番 山 下 節 子
 8 番 鳥 居 恵 子
 10番 鈴 川 和 彦
 12番 榎 戸 陵 友

7 番 吉 原 一 治
 9 番 松 本 保
 11番 榎 本 芳 三

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町 長	石 黒 和 彦	副 町 長	北 川 眞木夫
総 務 部 長	渡 辺 三 郎	総 務 課 長	大 岩 良 三
検 査 財 政 課 長	中 川 昌 一	防 災 安 全 課 長	石 黒 廣 輝
税 務 課 長	柴 田 幸 員	企 画 部 長	齋 藤 恵 吾
企 画 課 長	林 昭 利	地 域 振 興 課 長	鈴 木 良 一
建 設 経 済 部 長 兼 産 業 振 興 課 長	平 山 康 雄	建 設 課 長	吉 村 仁 志
水 道 課 長	石 堂 和 重	厚 生 部 長	早 川 哲 司
住 民 課 長	宮 地 廣 二	福 祉 課 長	河 合 高
環 境 課 長	鈴 木 喜 雅	保 健 介 護 課 長	鈴 木 正 則
教 育 長	大 森 宏 隆	学 校 教 育 課 長	内 田 静 治
社 会 教 育 課 長	石 川 芳 直	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	細 谷 秀 昭
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	石 堂 登久則		

5 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	竹 味 英 季	主 査	保 母 公 次
-------------	---------	-----	---------

〔 開議 9 時 5 1 分 〕

○議長（榎戸陵友君）

皆さん、おはようございます。

去る 3 月 11 日で東日本大震災から 4 年がたちました。その巨大地震と、それに伴う津波によって 2 万人を超える死者・行方不明者が生じました。テレビに映った津波の映像は決して忘れることのできない、本当に恐ろしいものでした。

いまだ、依然として約 23 万人の人々が避難生活を送り、約 8 万人の人々がプレハブ仮設住宅での暮らしを余儀なくされ、厳しい不自由な生活を送っています。復興はまだまだ遠いものと考えます。

本町においても南海トラフ巨大地震が想定されており、住民の安心・安全なまちづくりのため、防災体制及び対策の強化を早急に望むものであります。

去る 3 月 4 日の本会議におきまして各委員会に付託されました重要案件につきまして、慎重審査をいただきましてまことにありがとうございました。

ただいまの出席議員は 11 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしくお願いをいたします。

日程第 1 議案第 4 号 南知多町医師確保修学資金貸与条例の制定について

○議長（榎戸陵友君）

日程第 1、議案第 4 号 南知多町医師確保修学資金貸与条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました議案第 4 号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る 10 日、全委員の出席のもとに委員会を開催し、本議案を審査いたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、貸付期間は正規の修学期間が終了するまでとなっているが、正規の修学期間とはどれだけか。

答弁としまして、大学の医学部における正規の修学期間は6年で、大学院は2年または4年です。

次の質疑としまして、貸与者の予算計上は1人であるが、2人以上の応募があった場合はどうするのか。

答弁としまして、面接等を実施し1人を決定します。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第4号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第5号 南知多町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

○議長（榎戸陵友君）

日程第2、議案第5号 南知多町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました議案第５号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、条例第２条第２項で、省令第28条第２項中、２年間とあるのは５年間と読みかえると規定しているが、どういうことか。

答弁としまして、記録の保管について、国の基準は２年間としているが、介護報酬の返還請求が５年間さかのぼってできるため、事業者には５年間の保存を義務づけるものです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第５号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は可決されました。

日程第３ 議案第６号 南知多町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の制定について

○議長（榎戸陵友君）

日程第３、議案第６号 南知多町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を

実施するために必要な基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました議案第6号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第6号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は可決されました。

日程第4 議案第7号 南知多町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定
について

○議長（榎戸陵友君）

日程第4、議案第7号 南知多町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴川総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴川和彦君）

ただいま上程されました議案第7号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る12日、全委員の出席のもとに委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、賛成多数により原案のとおり可決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第7号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第8号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する
法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（榎戸陵友君）

日程第5、議案第8号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴川総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴川和彦君）

ただいま上程されました議案第8号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、賛成多数により原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

6 番、山下節子君。

○6 番（山下節子君）

議案第 8 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、反対討論を行います。

地方教育行政の責任の明確化と称して教育委員長と教育長を一本化し、首長が直接任命する新教育長を教育委員会のトップにするものです。一方で、教育委員会の教育長に対する指揮、監督権は奪われます。また、地方自治体の教育政策の方針となる大綱を首長が決定するとしています。

教育は、子供の成長・発達のための文化的営みであり、教員と子供の人間的な触れ合いを通じて行われるものです。そこには自由や自主性が不可欠です。だからこそ、戦前の教育を踏まえて憲法のもとで政治権力による教育内容への介入、支配は厳しく戒められてきました。

本条例案は、本町教育委員会の独立性を奪い、国や首長が教育内容に介入する仕組みをつくります。憲法で保障する教育の自由と自主性を侵害するものであり、容認できません。

以上で、反対討論といたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第 8 号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 9 号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第 6、議案第 9 号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴川総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴川和彦君）

ただいま上程されました議案第 9 号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、5,000円または7,000円の増額となるが、根拠は何か。

答弁としまして、特別職報酬等審議会の中で、本町の町長・副町長の給料は、郡内 4 町との比較においてかなり低い水準になっております。士気にも影響を及ぼすため、格差を是正していく方向で検討してはどうかという意見があり、町長・副町長については 3 %、議員については現行の報酬を 2 %引き上げたものです。

次の質疑としまして、議員報酬は、町長・副町長の給料改正に連動して改正しなければならないのか。

答弁としまして、連動して改正しなければならないことはありません。

慎重審査の上、採決の結果、賛成少数により否決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

6 番、山下節子君。

○6 番（山下節子君）

議案第 9 号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をいたします。

本町の議員報酬の報酬改定は、平成24年 1 月の特別職等報酬審議会の答申に基づいて引き下げられた結果、他の市町と比較してかなり低い水準となったことから、特別職等報酬審議会から引き上げが妥当との答申があり、本条例改正案が提案されています。

しかし、町民生活の実態は、消費税が昨年 4 月より引き上げられ、年金支給額の引き下げ、勤労者収入が17カ月連続して減少となっています。このような状況から、町民の生活は悪化しています。

このような時期に議員報酬の引き上げは許されるものではありません。

とし 4 月から職員給料は 2 %引き下げられることが決まっています。特に、子育てにお金が必要な中高年齢層ほど引き下げが行われます。

職員給与の引き下げをする一方で、議員報酬の引き上げを実施することは認めることはできません。よって、本条例改正案に反対するものです。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第 9 号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、否決でありますので、原案について採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第10号 南知多町教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する

条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第7、議案第10号 南知多町教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴川総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴川和彦君）

ただいま上程されました議案第10号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、賛成多数により原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

6番、山下節子君。

○6番（山下節子君）

議案第10号 南知多町教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をします。

当町の教育長給与の報酬改定は、平成24年1月の特別職等報酬審議会の答申に基づいて引き下げられた結果、他の市町と比較してかなり低い水準となったことから、特別職等報酬審議会から引き上げが妥当との答申があり、本条例改正案が提案されています。

しかし、町民生活の実態は、消費税が昨年4月より引き上げられ、年金支給額の引き下げ、勤労者収入が17カ月連続して減少となっています。このような状況から、町民の生活は悪化しています。

このような時期に教育長給料の引き上げは許されるものではありません。

とし4月から職員給料は2%引き下げられることが決まっています。特に、子育てにお金が必要な中高年層ほど引き下げが行われます。

職員給与の引き下げをする一方で、教育長給料の引き上げを実施することは認めることはできません。よって、本条例改正案に反対するものであります。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第10号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第11号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第8、議案第11号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴川総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴川和彦君）

ただいま上程されました議案第11号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、賛成多数により原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(挙手する者あり)

6 番、山下節子君。

○6 番（山下節子君）

議案第11号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

本町の町長・副町長給与の報酬改定は、平成24年1月の特別職等報酬審議会の答申に基づいて引き下げられた結果、他の市町と比較してかなり低い水準となったことから、特別職等報酬審議会から引き上げが妥当との答申があり、本条例改正案が提案されています。

しかし、町民生活の実態は、消費税が昨年4月より引き上げられ、年金支給額の引き下げ、勤労者収入が17カ月連続して減少となっています。このような状況から、町民の生活は悪化しています。

このような時期に町長・副町長給与の引き上げは許されるものではありません。

とし4月から職員給料は2%引き下げられることが決まっています。特に、子育てにお金が必要な中高年齢層ほど大幅な引き下げが行われます。

職員給与の引き下げをする一方で、町長・副町長給料の引き上げを実施することは認めることはできません。よって、本条例改正案に反対するものであります。

以上で終わります。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第11号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第12号 南知多町行政手続条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第9、議案第12号 南知多町行政手続条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴川総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴川和彦君）

ただいま上程されました議案第12号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第12号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第13号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第10、議案第13号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴川総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木和彦君）

ただいま上程されました議案第13号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、課税限度額を4万円引き上げると該当者は何名いるか。また、影響額は幾らか。

答弁としまして、影響を受ける該当世帯は、予算編成時の試算で後期高齢者支援金等課税額分が37世帯で影響額は約200万円増、介護給付金課税額分が31世帯で影響額は115万円の増となります。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第13号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第14号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第11、議案第14号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木和彦君）

ただいま上程されました議案第14号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、町営住宅を取り壊した後の予定は。

答弁としまして、屋敷住宅については区の土地を借りているので、取り壊し更地にした後は区に返却します。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第14号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第15号 南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第12、議案第15号 南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木和彦君）

ただいま上程されました議案第15号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第15号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第16号 南知多町立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第13、議案第16号 南知多町立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました議案第16号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、第6条の保育料は、内閣総理大臣の定める基準の範囲内で町長が定めるとしているが、基準の範囲内とはどのようなことか。

答弁としまして、国は保育料の基準として上限額を示しており、その上限を超えない

範囲内で町長が保育料を定めることとしています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第16号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第17号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第14、議案第17号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました議案第17号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第17号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は可決されました。

日程第15 議案第18号 南知多町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第15、議案第18号 南知多町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました議案第18号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これより議案第18号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第19号 南知多町使用料条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第16、議案第19号 南知多町使用料条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました議案第19号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第19号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第20号 南知多町保育所保育の実施条例を廃止する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第17、議案第20号 南知多町保育所保育の実施条例を廃止する条例についての件
を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました議案第20号に対する審査の経過並びに結果について御報告申
し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたし
ました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第20号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決す
ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第21号 平成26年度南知多町一般会計補正予算（第7号）

○議長（榎戸陵友君）

日程第18、議案第21号 平成26年度南知多町一般会計補正予算（第7号）の件を議題
といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました議案第21号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

福祉課関係について。

質疑としまして、児童手当を減額した理由は何か。

答弁としまして、当初予算で見込んだ児童数より支給対象児童数が少なかったためです。

次の質疑としまして、民間保育所運営費補助金が増額になった理由は何か。

答弁としまして、臨時保育士が増員になったこと及び人事院勧告に伴う給与改定などにより増額となりました。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

次に、鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木和彦君）

ただいま上程されました議案第21号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

産業振興課関係について。

質疑としまして、まち・ひと・しごと創出事業のそれぞれの事業の内容は。

答弁としまして、ミーナブランド販路開拓事業については、意欲ある事業者の販路開拓の支援として商品をPRする機会を設けるため、展示会などのイベント出展や視察の事業費です。

南知多町プレミアムつき商品券発行事業は、1万円分の商品券を9,000円にて販売します。事業費の内訳は、プレミアム分1,000万円、発行事業費410万4,000円です。

商品券発行額は1億円とし、販売時期は南知多町商業協同組合と調整していますが6月を予定しています。

南知多宿泊助成事業は、愛知県と連携し南知多町の観光客増を図ることを目的とした事業で、インターネットを利用した南知多町内への宿泊予約者に対し、その宿泊費の一部を助成する事業です。

委託料の内訳は、インターネットの宿泊サイトを持つ旅行会社が発行するクーポン代2,100万円と、その事業費400万円です。

企画課関係について、質疑としまして、地方版総合戦略策定支援業務委託料の内容はどのようなものか。

答弁としまして、地方人口ビジョン策定のための基礎資料の作成、分析や、産業、地域等との連携による計画策定を進めるための会議運営支援や資料作成などを委託するものです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これより議案第21号の件を採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は、可決であります。本件は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第22号 平成26年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（榎戸陵友君）

日程第19、議案第22号 平成26年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました議案第22号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑としましては、一般被保険者高額療養費の増加の原因は何か、また今後こうした増加傾向が続くのか。

答弁としましては、近年の医療の高度化や高額な新薬が継続的に用いられることにより、1人当たりの費用額が増加したことが原因ではないかと考えています。また、今後こうした増加傾向が続くものと考えています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第22号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第23号 平成26年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（榎戸陵友君）

日程第20、議案第23号 平成26年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました議案第23号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第23号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第24号 平成26年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（榎戸陵友君）

日程第21、議案第24号 平成26年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴川総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴川和彦君）

ただいま上程されました議案第24号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第24号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第25号 平成26年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（榎戸陵友君）

日程第22、議案第25号 平成26年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴川総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴川和彦君）

ただいま上程されました議案第25号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第25号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することにより御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。休憩は10時55分までいたします。

[休憩 10時41分]

[再開 10時54分]

○議長（榎戸陵友君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

日程第23 議案第26号 平成27年度南知多町一般会計予算

○議長（榎戸陵友君）

日程第23、議案第26号 平成27年度南知多町一般会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました議案第26号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

学校給食センター関係について。

質疑としまして、箸洗浄機とは何か、また耐用年数はどれくらいか。

答弁としまして、現在使用している箸洗浄機は、平成5年に導入し、既に20年以上使用しています。耐用年数は約10年と聞いています。箸を専用のケースに入れ、洗浄機に投入し洗浄するものです。

社会教育課関係について。

質疑としまして、社会教育総務費の文化団体育成助成の増額は何によるものか。

答弁としまして、南知多郷土研究会創立50周年記念事業費39万6,000円の2分の1に

相当する額を補助金として増額するものです。

次の質疑としまして、町体育館解体工事の車両進入路は具体的にどの位置であり、進入路借り上げ料の算定基準はどうなっているか。

答弁としまして、現状の町体育館へは進入路が狭く、工事用車両が橋を渡るための右折・左折ができない。そのため、県道奥田内福寺南知多線から橋へ直進して入れるように土地を借りる予定です。また、土地借り上げ料については、課税標準額の５％プラス固定資産税額であり、工事期間の６カ月分を計上しました。

学校教育課関係について。

質疑としまして、林間学校補助金について、今年度と比較して増額となっているが理由はどうか。

答弁としまして、国土交通省において貸し切りバスの運賃料金制度が改正され、その料金が上がったこと及び平成27年度より、篠島、日間賀島の小・中学校における林間学校の際利用する海上タクシー代について、全額補助に変更することにより増額となるものです。

次の質疑としまして、小学校教育振興費の14節使用料及び賃借料において、自動車借り上げ料及び船舶借り上げ料が新規計上されたが、その理由は何か。

答弁としまして、平成27年度において武豊町ゆめたろうプラザで開催される予定の劇団四季の無料公演に、南知多町の小学５年生・６年生が参加できる運びとなったため、その貸し切りバス及び海上タクシーの借り上げ料を計上するものです。

住民課関係について。

質疑としまして、地方公共団体情報システム機構負担金の総額は幾らとなり、ほかの市町においても同じように負担するのか。

答弁としまして、平成28年１月から個人番号制度が導入されることに伴い、全国の市区町村での負担金総額は443億1,891万4,000円となり、これを平成26年１月１日現在の人口割で市区町村ごとに算出し、負担するものです。

福祉課関係について。

質疑としまして、臨時福祉給付金はどのような方に支給されるか。

答弁としまして、市町村民税の均等割が課税されていない方が支給対象です。ただし、市町村民税の均等割が課税されている方に扶養されている方や生活保護を受給されている方を除きます。

次の質疑としまして、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費の印刷製本費は何か。

答弁としまして、給付金支給対象者への制度及び申請案内を印刷するための費用であります。

環境課関係について。

質疑としまして、町指定ごみ袋の購入予定枚数は何枚か。

答弁としまして、45リットル袋115万枚、30リットル袋31万枚、15リットル袋5万枚の購入を予定しています。

次の質疑としまして、ダイオキシン類等測定業務委託の内容は何か。

答弁としまして、両島にある最終処分場の地下水及び放流水などについて、年1回、各3カ所でダイオキシン類の特定分析を実施するものです。

保健介護課関係について。

質疑としまして、高齢者見守り事業に要する予算の内容はどのようなものか。

答弁としまして、主に職員が両島の見守り対象者宅を訪問する際の旅費です。

次の質疑としまして、敬老事業委託料が増額しているが、その理由は何か。

答弁としまして、敬老まつりに使用する送迎バスの借り上げ料が増額になったためです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

次に、鈴川総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴川和彦君）

ただいま上程されました議案第26号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

建設課関係について。

質疑としまして、高潮、大雨ハザードマップは、どのような高潮、大雨を想定して作成するのか。

答弁としまして、台風等の高潮については平成26年11月26日に県が公表した室戸台風級の規模を想定しています。また、大雨については昭和49年以降の本町の浸水実績を盛

り込んだものを高潮と重ね合わせ、作成するものです。

産業振興課関係について。

質疑としまして、新規事業で、公用車、清掃ダンプ等の購入があるが内容は何か。

答弁としまして、観光ごみの分別収集に使っている清掃ダンプで、主に週3日観光協会の職員が使用していましたが、平成11年に購入したもので、老朽化が激しく、現在は廃車となり別の公用車でごみを回収しています。このため、新規に清掃ダンプを購入するものです。

次の質疑としまして、青年就農給付金経営開始型は、前年度と比較して375万円減額になっているが、対象者が減少したのか。

答弁としまして、国の経済対策の一環として、青年就農給付金受給者に対し平成27年度給付分の一部を平成26年度補正予算で前倒しして給付することになり、当初予算はその分を減額して計上しています。対象者が減少したからではありません。

企画課関係について。

質疑としまして、統計調査費の国勢調査員報酬と国勢調査協力者報償は、どのように違うか。

答弁としまして、調査員報酬は、調査票の配布、収集等を行う調査員に対して支払われる報酬であり、協力者報償は、調査に当たって協力をいただいた施設の管理者などに対する謝礼等の費用です。

税務課関係について。

質疑としまして、固定資産税で償却資産が増となる理由はなぜか。

答弁としまして、町内に新設された太陽光発電施設の増によるものです。

次の質疑としまして、軽自動車情報提供委託料とは何か。

答弁としまして、地方税法改正に伴い古い軽自動車に重加算税をするため、その根拠となる初年度年月のデータが必要となり、そのデータを軽自動車検査協会等から提供してもらう経費です。

防災安全課関係について。

質疑としまして、消防団員の緊急出動手当については、1回当たり2,200円に増額となるが、額の根拠は何か。

答弁としまして、消防団員の処遇改善を図るため緊急出動手当を増額するもので、町の財政状況の中で可能な額として、従前の1,100円から倍増し2,200円としました。

次の質疑としまして、防災専門官を1名増加して2名としたが、どのような役割を担うのか。

答弁としまして、みずから主体的に地域に出向き、自主防災会等が行う防災訓練への助言、指導や、出前講座等、防災、減災に関する啓発を行います。

検査財政課関係について。

質疑としまして、地方交付税が前年度と比較して減額となる見込みであるが、どのような算定か。

答弁としまして、平成27年度普通交付税の算定項目において、新たなまち・ひと・しごと創生事業費が1兆円の枠で創設されるため、その分の増額が見込めるが、国の平成27年度地方財政対策の地方交付税は前年度と比較して1%近くの減となっているため、前年度予算額よりも減額としたものです。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

6番、山下節子君。

○6番（山下節子君）

議案第26号 平成27年度南知多町一般会計予算に対し反対討論を行います。

平成23年4月1日から知多5市5町の職員と県職員の併員で、知多地方税滞納整理機構が発足し、厳しい税の徴収と滞納整理処分が行われています。

総務省は、滞納整理機構については、徴収や滞納処分の法的根拠はないと言っています。責任官庁は存在しないと言っています。一刻も早く解消すべきではないかと考えます。

リニア中央新幹線は、走行距離286キロメートルで、そのうち86%がトンネル、大都

市部の55キロメートルが大深度地下の深さ40メートル以上の地中のトンネルとなります。南アルプスの山岳地帯を貫通する難工事、トンネル掘削による膨大な残土の発生、静岡の大井川における毎秒20トンの水量減少など、環境大臣も深刻な影響があると認める今世紀最大の事業でありながら、国民への情報公開の義務がないと言えます。

住民の皆さんの不安は全く解消されていません。未解決、未解明の問題が山積みしているこのリニア中央新幹線建設同盟、県期成同盟、同盟会負担費はやめるべきだと思います。

防災専門官。

26年度に続いて28年度自衛官を退職された方を1人増員しますが、災害時の訓練をされている点では大きな力にはなると思います。しかし、なぜことし1年、地域に精通していない自衛官を退職した人を増員するのか、その明確な理由がわかりません。

漁業振興対策事業費。

漁業無線は本来農林水産省の管轄であるはずなのに、防衛省の管轄で補助金が出ています。調べたところ、27年度は調査をし、28年度は漁業無線が置かれるということですけれども、現在、海上自衛隊は数年前から2月1日から10日ぐらいで松阪港を拠点にして伊勢市から松阪市まで約10キロ沖、伊勢湾上の約470平方キロメートルの海面を使った大規模な機雷系除去、機雷戦の訓練を行っています。

海上自衛隊が持つ掃海艇29隻のうち22隻、航空機2機、自衛隊員約1,100人が伊勢湾に集合しています。このことは、本格的な集団的自衛権行使の一步につながります。ホルムズ海峡での作戦行動そのものです。

実戦型の訓練が、漁業者の操業区域でやられていることに関する補償金であることは容認することはできない。また、軍事目的に利用される危険性もあると考えます。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第26号の件を起立により採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は、可決であります。本件は、各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第27号 平成27年度南知多町国民健康保険特別会計予算

○議長（榎戸陵友君）

日程第24、議案第27号 平成27年度南知多町国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました議案第27号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案どおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

6番、山下節子君。

○6番（山下節子君）

議案第27号 平成27年度南知多町国民健康保険特別会計予算に対する反対討論を行います。

国民皆保険制度としての国民健康保険事業は、社会保障制度として国民のセーフネットでありながら国は国庫負担を変えたことによる財政的問題、加入者の経済的脆弱さなど、構造的問題も大きく抱えながらも伐根的な解決を行わず、それぞれの自治体が保険税の値上げ、一般会計からの繰り入れで対応しています。

結果、払いたくても払えない、払ってしまうと生活が成り立たないなどの矛盾を生みながらもペナルティーが強化され、保険証そのものは取り上げられる。無保険によって命そのものが奪われるなど全国的な社会問題となっています。

国は、後期高齢者保険制度のように都道府県単位にしようとしていますが、国の財政支援をふやさないまま移行すれば、今起こっていることに拍車がかかり、矛盾が広がるだけです。まして、市町村が独自で一般会計から法定外繰り入れや、丁寧な未納相談、軽減、減免対応ができなくなり、より機械的に町として滞納者を数多くつくることになるのではないかと。そもそも国民健康保険事業とは何か。命のとりでとしての社会保障制度があること、南知多町は町民に役立つ自治体としての責任を全うすべきと、意見を申し上げて、反対の討論とさせていただきます。

討論を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第27号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第28号 平成27年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（榎戸陵友君）

日程第25、議案第28号 平成27年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました議案第28号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたし

ました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

6 番、山下節子君。

○6 番（山下節子君）

議案第28号 平成27年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は2008年医療控除改革の柱として導入され、年齢で差別、区別し、75歳以上の人口と医療費がふえればふえるほど保険料にはね上がる仕組みに、怒りの声が上がっています。

私たちは制度そのものに反対しています。

26年度で3度目の改定となった保険料は、高齢者にますます痛みをもたらしています。

被保険者1人当たりの保険料が平均6万9,875円、付加限度額も国保との整合性をとり、国基準に合わせ57万円になっています。

低所得者に対し軽減対象は拡大されましたが、頼みの年金は減らされ、消費税は8%になるなど、新たな負担も強いられています。

政府は、後期高齢者医療制度について十分定着しているなどと言い、温存、継続することを狙いますが、とんでもないことです。

高齢者の命と健康を守るためにも、問題だらけの差別的な制度は速やかに廃止すべきです。

以上で、反対の討論といたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第28号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第29号 平成27年度南知多町介護保険特別会計予算

○議長（榎戸陵友君）

日程第26、議案第29号 平成27年度南知多町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました議案第29号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(挙手する者あり)

6番、山下節子君。

○6番（山下節子君）

議案第29号 平成27年度南知多町介護保険特別会計予算に対する反対討論を行います。

介護保険制度は1997年に介護保険法が成立し、2000年4月から施行されました。

国は当初、家族介護を解決、社会全体で介護を支えるために介護保険制度を導入するとうたっていました。それにもかかわらず、親の介護のための介護離職、高齢の配偶者や子供が高齢者を介護する老老介護などが常態化しています。

介護保険導入後10年で介護心中は400件起きており、深刻な事態がますます広がっています。

高齢者2,900万人のうち、介護保険サービスを利用しているのは417万6,000人であり、14%に過ぎません。介護が必要と認定されながらサービスを利用していない人は83万人に上っています。多くの高齢者が、介護の必要性ではなく、重い利用料負担によって幾ら払えるかで受けるサービスの内容を決めざるを得ない状況になっています。

保険料も、スタートした当初は2,500円でしたが、3年ごとに見直され、27年4月から始まる第6期介護保険事業計画では平均5,100円、基準額は5,100円と2倍以上にはね上がりました。町民にとって、この負担は大変であります。

介護保険は、超高齢化社会の中で利用がふえ続け、国と市町村の負担がふえない限り保険料が上がる仕組みになっており、現状の保険料負担は極めて重い、3年ごとの改定によりどんどん青天井で上がっていきます。こうした状態を解決するためには、国の負担をせめて現行の20%に5%の調整金をプラスを求めていくことを町と国に対して声を大にして要求していきたいと思います。

最後に、南知多町独自の低所得者保険料、利用料の減免制度をぜひ設けてほしいと思います。

これで反対討論を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第29号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（榎戸陵友君）

日程第27、議案第30号 平成27年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴川総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴川和彦君）

ただいま上程されました議案第30号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑に付された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、委託料については、全て同じ業者に委託しているのか。

答弁としまして、業務のうち一般業務2件は指名競争入札、特殊業務2件は1社随意契約、収納業務は水道事業へ委託しています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のどおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第30号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第31号 平成27年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算

○議長（榎戸陵友君）

日程第28、議案第31号 平成27年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴川総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴川和彦君）

ただいま上程されました議案第31号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、基金への積み立てについて、地方債の償還に回すということも考えてはどうか。

答弁としまして、駐車場の敷地については愛知県から占用していますが、占用料については、借入金があるため免除されています。借入金がなくなると愛知県に対しての占用料が生じるので、今のところ考えていません。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のどおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第31号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第32号 平成27年度南知多町水道事業会計予算

○議長（榎戸陵友君）

日程第29、議案第32号 平成27年度南知多町水道事業会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴川総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴川和彦君）

ただいま上程されました議案第32号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第32号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第30 請願第1号 国民健康保険への県補助金の復活と拡充を求める意見書の提出を求める請願

○議長（榎戸陵友君）

日程第30、請願第1号 国民健康保険への県補助金の復活と拡充を求める意見書の提出を求める請願についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました請願第1号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

各委員に意見を求めましたが、主な意見もなく、慎重審査の上、採決の結果、可否同

数であったため、委員長の採決により本請願を不採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより請願第1号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。よって、本件は不採択となりました。

日程第31 請願第2号 全原発の再稼働の断念を求める意見書の提出を求める請願

○議長（榎戸陵友君）

日程第31、請願第2号 全原発の再稼働の断念を求める意見書の提出を求める請願についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴川総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴川和彦君）

ただいま上程されました請願第2号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

各委員に意見を求めましたが、主な意見もなく、慎重審査の上、採決の結果、賛成少数により本請願を不採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより請願第2号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。よって、本件は不採択となりました。

日程第32 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（豊丘地区内における交通事故））

○議長（榎戸陵友君）

日程第32、報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（豊丘地区内における交通事故））の件を議題といたします。

報告を求めます。

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

報告第2号 専決処分の報告について御説明いたします。

2枚目をごらんいただきたいと思います。

専決第1号 損害賠償の額の決定及び和解についてでございます。

南知多町大字豊丘地区内で発生した交通事故につきまして損害賠償の額を決定し和解をするため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成27年3月3日に専決処分しましたので議会に報告するものであります。

1の相手方につきましては、愛知県、事故の概要は、平成27年1月23日午前11時50分ごろ、業務中の職員が公用車を運転中、国道247号南知多病院前交差点を通過後、運転操作を誤り、愛知県の管理するガードレールに衝突し、当該ガードレールを損傷させたものでございます。

損害賠償の額及び和解の内容につきましては、損害賠償の額は19万4,934円でありまして、和解の内容は、町は愛知県が管理する道路施設において交通事故に起因する損壊物の原状復帰をするものでございます。

以上、報告いたします。

なお、職員の交通安全につきましては、今後も十分心がけるよう指導に努めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって報告を終わります。

日程第33 発議第33号 南知多町議会委員会に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第33、発議第33号 南知多町議会委員会に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

7 番、吉原一治君。

○7 番（吉原一治君）

発議第33号 南知多町議会委員会に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

提案の理由は、従来の教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、地方自治法の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

1 枚はねていただき、改正の条文をごらんください。

改正の内容は、第18条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改めるものであります。

附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。また、経過措置につきましては記載のとおりであります。

提出者は私、吉原一治、賛成者は藤井満久議員初め5名であります。

以上で提案理由の説明を終わります。

同僚議員の御賛同をよろしくお願いします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより発議第33号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は可決されました。

日程第34 閉会中の継続審査（調査）について

○議長（榎戸陵友君）

日程第34、閉会中の継続審査（調査）についての件を議題といたします。

各常任委員長、各特別委員長、議会運営委員長から、所管事項について閉会中の継続審査（調査）の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

○議長（榎戸陵友君）

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成27年第2回南知多町議会定例会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

〔 閉会 11時40分 〕

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員